

ID: 208

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

<b>処分の概要</b>	利用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市老人クラブ設置条例 第6条		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第126号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用者の制限) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用の承認若しくは利用の許可を取り消し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者 (2) 別に定める利用者の遵守事項に従わない者 (3) 営利を目的として利用する者</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日